HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	第二部　部局史.　法学研究科・法学部
Citation	北大百二十五年史, 通説編, 403-421
Issue Date	2003-12-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28174
Type	departmental bulletin paper
File Information	hokudai125yr_tsuusetsu_403.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

法学研究科・法学部

第一章　学部発足から改組まで

第一節　法学部誕生

北海道大学法学部は一九五三年八月一日、法経学部が分離し、独立した学部として誕生した。四七年北海道帝国大学法文学部、五〇年法経学部を経ての事である。菊井維大初代学部長のもと、法学一二講座、政治学一講座の編成での出発であった。同時に大学院法学研究科も新設された。また、五一年から紀要『北大法学論集』が刊行された。発足当初かなりの比重を占めていた併任教授が六年後の五九年にはゼロとなり、法学部として名実共に独り立ちした時には、三〇代の若々しいメンバー中心の学部であった。

一九五九年にはメンバーの充実を背景に、新カリキュラムも完成している。法学科第一類、第二類の二学科が設置されることにより、講義科目の種類も増加し、専門科目化が進んで教育内容は充実してきた。とはいえ、法学部としては未だ小所帯であり、図書を中心とする研究条件も十分ではなかったため、学部拡充を目標にした五カ年計画を立て、スタッフの増員と図書の充実が図られた。六一年以降、戦後新設の名古屋大学・大阪大学の法学部とも連携しながら法学部拡充をめざした。その結果六一年に刑事訴訟法講座が一二年ぶりに新設され、続いて政治史講座（六二年）、商法第二講座（六四年）等毎年のように講座が増設され、法学部発足時の一三講座から七二年には二〇講座となったのである。ベビー・ブーム世代の就学を背景に、従来八〇名だった学生定員も六五年からは一六〇名へと倍増した。文系の他学部も含めた新庁舎の建設も六五年に着工している。

一九五三年六月、ソ連東欧地域の総合研究を目的とするスラブ研究室が発足し、五五年七月法学部附置スラブ研

究所として官制化され、七八年に学内共同教育研究施設に変わる迄、法学部の一部を構成した。

第二節　北大紛争と改革

一九六八年から六九年にかけて大学紛争が全国の大学を席巻した。北大でも六九年夏には大学本部、図書館、さらには文系四学部校舎が封鎖された。法学部では教授会の多大な努力で十月末には自主解除となり、その後「学部改革の全法学部人討論集会」を三回にわたって開き、紛争を将来の改革につなげる努力がなされた。

改革の第一弾はカリキュラム大改正であった。学生の関心や実態、意見も確かめつつ約二年掛りで検討を加え、一九七〇年六月に規程改正を行っている。新カリキュラムは、卒業に必要な単位数を従来の九二単位から七六単位へと大幅に減らし、講義は全て自由選択科目として必修制を全廃した。その結果従来の一類、二類の区別は消滅した。演習についてはこれを学部教育の中心と位置付け、開講数を増やして六単位必修としている。また、新設論文四単位を卒業単位に含めるなど、全体として学生が自主的に深く学習研究することを尊重・奨励し、そのための環境を整備することがこの改正の狙いであった。大学院に関しても単位取得の負担を軽減しつつ自主的研究を重視する方向にカリキュラムが改正された。

改革はさらに学部の編成替えへと進展した。一九七〇年十二月「法学部大学改革懇談会」を立ち上げ、紛争の中で問われた従来の研究と教育の在り方を検討する中で、大学改革が議論された。七一年からは北大全体の改革論とは別に法学部独自の改革を先行する方向が石川武学部長のもとで進められ、七三年五月の教授会で学部改革構想が承認された。研究の高度化と教育の充実をめざす時、従来のような研究・教育の同時遂行は困難になっているところから、両者を別だてとし、教育、研究にそれぞれ専念できる制度を構想したのであった。学部改革は七四年度か

ら四カ年計画で実施された。学部を「教育部」と「研究部」に二分した上で、「教育部」三六教育科目は公法講座、民事法講座、刑事法講座、社会法講座、基礎法講座、政治学講座の六大講座に分属することとした。研究部の方は四部門一二研究科目が新設されることになった。改革前の規模、二〇講座、教授二〇、助教授二〇、助手一五から「教育部」「研究部」合わせて教授四八、助教授六、助手二二、教務職員四と学部は大幅に拡充された。教官の新任人事も急ピッチで進められ、七五～七八年に教授四、助教授八が着任した。学生数も二二〇名に増加した。

学部編成替えによるスタッフと学生定員の増加に伴い、学部庁舎も一九七六年に大規模な増築が行われた。以上を踏まえて七七年七月には法学部規程の全面改正が完成したのである。七七年十月一日、法学部創立三〇周年と庁舎落成を記念して記念式典がクラーク会館で行われた。

第二章　教育・研究の新展開

一九七〇年代の終わりから八〇年代前半、法学部はこの間の大改革を踏まえ、その枠の中での教育、研究の充実に努め、着実に成果をあげていった。

第一節　教養問題

その中で新たに登場したのが教養教育の問題であった。北大の一、二年生向け教育は、従来、官制上の教養部を

持たず、所謂全学支援方式で行われていた。法学部では教養教育の責任者として一般教育担当教官を三年のローテーションで定め、それに加えて専門教育教官一名が教養部教官会議に代表として加わる他、講義は多くの教官が分担してきたのであった。

しかし、教養改革をめぐる全学の動きに呼応するかたちで、教養教育に直接責任を負う専任制の導入、教養教官専任化が論じられるようになった。従来の全学支援方式も捨てがたい長所があったため、一九七八年一年間を通して活発かつ慎重な議論が続けられた。そして最終的には専任化の方針が採用された。七九年から法学の教養専任教官（法学教授藪重夫）を送り出し、以後法学助教授、政治学助教授へと専任化を広げた。その後学生の増加に伴い、法学三名、政治学二名の教養教官が配置されることになった。

第二節　入学試験での新しい試み

一方、一九七九年からの全国一斉共通一次試験の導入に伴い、北大独自の二次試験の方法が検討される中、法学部では日本の大学では初めての試みとして入学試験に小論文を導入した。断片的な知識の集積を超えた総合力、文章力を見ることで大学で勉学するに相応しい能力を試すとともに、高校での学習に好ましい影響を及ぼすことも考慮したものであった。二年前から周到な準備を重ね、全国の高校にアンケートを実施するなどした上で、七九年三月の第二次試験では文Ⅲ系受験生に英語と小論文の二科目を課した。小論文は性格の異なる二問からなり、各八〇〇字を書く形式で行われた。定員二二〇名（内二〇名は経済学部）に対し受験者は六八六名。受験生の二問の解答それぞれを複数の試験委員が採点し、公正を図った。その後八六年から数学を加えた三科目で二次試験が実施されるようになり、さらに全国大学入試センター試験の導入後、第二次試験が前期、後期二回行われるようになると、

定員の少ない後期試験にのみ小論文を残すことにした。この間、多くの大学で小論文試験が採用され、高校の教育に一定の影響があらわれて所期の目的の一部は達成された一方で、北大法学部の独自性が希薄になって受験生に訴えかける力が弱まり、論文の書き方が受験技術化するという悪弊も避けがたかった。そこで法学部としては開拓者としての役割は終わった、と判断し、エネルギーを本来通り入学後の学生教育に注ぐことにしたのである。

第三節　教養カリキュラム

一方、新しい入試制度の下で入学してきた学生に向けて、教養部のカリキュラム改正もなされた。社会科学特論の新設枠で「憲法」、「民法」、「刑法」の専門科目を二年次からはじめること、それから論文試験を経てきた文Ⅲ系の新入生を対象に、一〇名の学部教官が「社会科学基礎演習」を展開することが改正の中心であった。後者は、テキストの読み方と、討議の進め方を入学当初から法学部へ進む全学生に教え、演習中心の大学に相応しい教育を目指すものであった。教養全体ではまだ演習の数は少なかったため、ある種先駆的な試みでもあった。

第四節　学部教育と研究部

学部教育に目を転ずると、学部スタッフの充実や学生の学問的関心の高まりを背景に、大学紛争も一つの契機として、先述のように大幅なカリキュラム改革が行われた。法学部に必要不可欠とされた三八の教育科目を中心とし、複数の特殊講義を展開し、その中から卒業に必要な八六単位を習得すればよく、六単位演習のみを必修とする、学生の自主的な学問選択を優先した制度が実現されたのである。その結果、全体に自由な雰囲気の中で教育が行われ、

学生は伸びのびと巣立って行った。

法学部スタッフが、三年の教育専念の後、一年の研究期間を得て、教育のための研究深化や最先端研究の追究に専念するという新しい制度が研究部である。講座による若干の不均等はあったが、全教官がこの制度の下で、長年の研究の完成、あるいは新たなテーマへの取り組みを実現できた。個々の教官の成果は論文、単著として次々に公刊された。しかし、研究部のもう一つの狙いであった、学部内の共同研究は大きな成果を生むには至らなかった。研究部期間を利用して教官の外国留学も盛んに行われた。各大講座には資料室が備えられ、担当助手は必要資料の整備、講義・演習の準備、各教官の研究遂行に必要な補助など貴重な任務を果たした。

この間、スタッフが一九七七年の三〇名から八七年には四九名に増えるとともに、教授の比率が上がり、研究・教育・行政いずれの面に向けても充実した陣容になった。

教授会は法学部の最高決議機関であり、原則月一回木曜日午後に開催され、学部の重要問題の討議・決定を行ったほか、学部および全学の諸会議報告を通じて重要な情報を教授会メンバーが共有できるよう格段の配慮がなされてきた。教授会の議論は自由闊達な雰囲気の中で営まれた。一つの特色と言えよう。

また、七〇年代の大改造の際に設置された改革懇談会は、教授会に準ずるものであり、様々な改革問題を準備段階で議論する機関として重要な役割を果たし続けた。大学全体の各種委員とは別に学部内に設けられた委員と委員会も学部の充実とともに少しずつ増えた。例えば教務委員は八五年から学部担当と大学院担当の二名に分かれている。さらに定期的委員に加え、この時期から一時的なワーキング・グループも設置され機動的な運営が試みられるようになった。

第五節　法学部創基四〇周年記念行事

一九八七年が法文経学部発足以来四〇年目、法学部への改組から一〇年目にあたるため、「法学部創基四〇周年改組一〇周年記念行事」が準備委員会のもとで進められた。

六月十三日には新設の北海道大学学術交流会館において記念式典が行われ、教育功労者として今村成和、矢田俊隆、小山昇の三名誉教授が表彰された。式典の他に、ＯＢ弁護士によるフォーラム、松山幸男朝日新聞論説主幹による「国際化時代の大学と学生」と題する講演にＯＢの今原禎治、佐々木実両名による講演も加えた記念講演会が開催された。さらに加えて楡法会主催の大運動会とビア・パーティーも行われている。これには教職員のほか学生も多数参加し、全学部あげての盛大な行事となった。

創基四〇周年を機に卒業生や各界に働きかけて学部独自の学術振興基金を創設する案も実行に移された。法学部では初めての試みであり、準備から発起まで周到に進められた。その結果、一六一団体、五〇〇名以上の個人の寄付を仰ぐことができ、約一億円の学術振興基金が使用規則の制定と共に一九八八年度に発足した。八九年度から毎年度はじめに教授会で「基金事業計画」が作られ、それに従って教育、研究に必要な事業や個人を援助する形で基金の配分が行われている。

この間法学部の卒業生は四〇〇〇名を超え、各界に進出して指導的役

写真１　1989年３月卒業式のあとで

割を果たしている人も多くなった。そこで、創基四〇周年を機に、東京等大都市以外の卒業生も含め、同窓会を正規の組織として整備することも試みられた。一九八六年五月一日同窓会報第一号が発行された。法学部同窓会は学術振興基金設置の大きな後ろ楯になった。また、在学生に対しても実社会での経験を伝える特別授業や講演会が同窓会の協力を得て開催されるようになった。

第三章　開かれた法学部へ

一九八〇年代後半から九〇年代にかけて、北大全体と同じように、法学部においても二つの傾向が顕著になった。一つは、大学、学部が様々な意味で外に対して開かれた存在に変わって行ったという点であり、今一つは、学問の進展と高学歴化とを背景とする大学院の比重の増大である。

先ず、前者を様々な面から検討してみよう。

第一節　人材を広く

各部の構成は充実しつつあったが、それでも一〇名程の空き定員を抱える状態が暫く続くことが予想された。そこで研究部専任の共同研究プロジェクト担当教授と所謂社会人教授、それに外国人教官へと対象を広げることで定員の活用が試みられた。そのうち、後の二つが実現を見ている。

社会人教授とは行政官庁、法曹界、企業等から当該分野で顕著な業績のある人を、職場復帰を条件に一ないし三年の任期で採用する制度である。実務の世界と大学の研究・教育との接点を求め研究・教育にあらたな刺激を齎す試みであった。一九九一年の江口隆裕（厚生省）を最初に、以後、大蔵省、自治省、環境庁、弁護士、裁判官など様々な分野から、ほぼ二名が交代（九七年三名が最多）でスタッフに加わり、従来とは違った角度から講義、演習を展開することになった。社会人教官は学生とスタッフ教官の双方に新鮮な知的刺激を齎してくれたと言える。

外国人教官の枠は、まず外国人助手の採用から始められた。一九八六年以来ドイツ、ポーランド、フランス、スイス、ブラジル、アメリカなどから助手が採用されスタッフの研究・教育の補助業務を行った。中には非常勤講師となって学生に直接教える例もあった。外国人助教授の嚆矢は九四年九月からのM・レヴィン（アメリカ法）である。

第二節　学部一貫体制（縦割り制）移行とカリキュラム改革

大学全体で一九九五年に向けて教養・学部一貫体制移行が図られる中で、法学部では一般教育と専門教育の新たなバランスを考慮して、入学時から全学教育と平行して、法学と政治学の入門講義、二年前期から一部専門科目の講義を展開するよう改正がなされた。

この時期、「豊かな社会」のもとでの学生の変質や大学で必要とされる法学・政治学の高度化といった事情を背景に、完全自主選択制を原則とした従来の履修法とカリキュラムの内容とを見直すことも必要と考えられるようになってきた。そこで検討の結果、一九九五年度から新カリキュラムに移行した。新カリキュラムでは、基礎的な共有部分として憲法Ⅰ、民法Ⅰ、刑法Ⅰからの選択必修を導入する一方、履修科目のやや異なる実定法履修コースⅠ（公法）、実定法履修コースⅡ（民事法）、政治学履修コースの三履修コースを新設し、学生の進路選択を容易なら

しめた。

一般教育と専門教育の一貫化に伴い、講義の時間帯を全学年で統一することになり、講義時間が従来の一〇〇分から九〇分へと短縮された。一九九六年から学生向け講義・演習シラバスの作成も本格化し、新しい教育体制は完成した。一貫体制移行に伴い七九年に設置された教養専任教官を学部の専門講座に配置換えすることも行われた。

第三節　学生生活

一九九一年から学生定員の臨時増が行われ、ピークの九二年には二五五名が入学定員となった。全体の増加と並んで男女比率も女性が高くなっている。因に二〇〇一年三月の学部卒業生は二四九名であり、うち女性は六四名、また同年の入学者について見ると、四月入学者二二七名うち女性が六八名となっている。

学生の親睦・自治団体である楡法会、学問と社会の接点を探る法律相談室、学生の独自活動としての裁判問題研究会のほか、従来からの司法試験向け勉強会である北方会に加えて、外交官勉強会などが作られ、国家試験受験に意欲を示す活動も見られるようになった。一九九四年四月に始動したサブネットワーク *juris* が、九七年からは学生も使用可能となり、学生の学習に不可欠な部分を構成するようになった。

第四節　外部に開かれた法学部

法学部では一九八三年に、他学部に先駆けて「法のことわざと民法」というテーマで学部独自の公開講座を開いた。定員を超える参加希望者があり、好評だったので以後毎年開かれることになった。八五年「暮らしと法律」、

九三年「知的フロンティアへの招待」、九五年「市民の時代の法と政治」、九九年「情報公開を考える」、二〇〇〇年「ボランティア・ＮＰＯをめぐる法と政治」など時代の動きと呼応したテーマで展開されている。公開講座の成果のうち、山畠正男・小川浩三『法のことわざと民法』（八五年）、今井弘道編『〈市民〉の時代　法と政治からの接近』（九八年）は著書にまとめられ公刊されている。九三年には北海道地域向けラジオ放送講座「身近な政治」を複数メンバーで実施した。また、九八年夏には北海道、東北三五校二九八名の高校生を対象にオープン・キャンパスを実施し、高校生に法学部の一斑を知ってもらった。いずれも札幌、北海道など地域に対して開かれた法学部を目指す試みであった。

さらに広く法学部を大学外にも知ってもらう目的で、一九八七年創基四〇周年を機に、紹介用パンフレット「Be Ambitious」を七〇〇〇部発行した。内容、スタイルとも斬新な試みで好評を博したので、八八年にはより充実した『北大法学部を読む』の形で一般向けに市販した。九五年にはさらなる改訂版『Be Ambitious』が出されている。

一九九五年二月には法学部初の点検評価報告書『法学部、現状と課題』を公表し、ここでも開かれた学部をアピールした。

第五節　五〇周年記念行事

一九九七年は法文経学部の五〇周年に当たった。四〇周年と違って、今回は法学部、文学部、経済学部が共同で記念行事を行うこととなり、九月一日北海道大学学術交流会館で記念式典及び向井承子（六一年卒）による「高齢社会と生命の価値」と題する記念講演会が開催された。

法学部としてはこれを機会に新たな基金を創設し、変化し増大する学部の需要に対応することが考えられた。五

〇周年に向けて一九九六年五月「法学部創基五〇周年事業」計画がたてられた。「記念募金会」が設立され、卒業生や道内外の企業から寄せられた寄付を「国際交流基金」中心に積み立てた。名称が示す通り、学生の国際交流活動を支援することが眼目であった。さらに、五〇周年事業一環として学部総力を挙げての記念論文集の刊行も計画され、こちらは「法学部ライブラリー」全六冊として二〇〇〇年迄に完結した。

第六節　国際交流

「国際交流基金」設立の背景には、盛んになった海外との協力活動がある。一九八〇年代後半に入ると国際交流が急速に進み、八〇年に新設された学部の「国際協力委員会」もこの時期から活動が一層活発になった。各種交換協定を九二年ミュンヘン大学（ドイツ）、コーネル大学（アメリカ合衆国）、九三年ポアティエ大学（フランス）、ミラノ大学（イタリア）、吉林大学（中国）、台湾大学（中華民国）の法学部等と締結する一方、受け入れ外国人学生がアジア、とりわけ中国、台湾を中心に増加した。中でも外国人大学院生の増加は顕著なものがあった。

国際協力では共同研究も始められた。一九七九年アルバータ大学（カナダ）、八一年ブリティッシュ・コロンビア大学（カナダ）の協力を得て、八二年には「北海道カナダ法研究会」が設立され、八六年の四〇周年記念に際しては「カナダ法カンフェランス」を開催する等、ユニークなカナダ法研究が国際協力の形で進められたのである。

また、海外の研究者との共同によるシンポジウムやコロキウムも頻繁に行われるようになった。一九八九年九月、フランス革命人権宣言二〇〇年を記念して日本で開かれた唯一の試み日仏共同シンポジウム「人権宣言と日本」が最初の大々的な試みであった。次いで九一年十月「ヴェトナム戦争と湾岸戦争」、十一月「ドイツ私法改革と日本の現状」、九二年九月には「子供の権利を考える―日仏比較の観点から―」が学術振興基金の支援の下に開催され

た。

この間、学部から国際機関等への公式派遣も行われた。曽野和明教授（国際商取引委員会事務局長一九八〇～八五年、国際通貨基金法律顧問補九〇～九三年）、臼杵知史助教授（八六～八九年外務事務官としてジュネーブへ）、秋野豊助手（在モスクワ日本大使館調査員八四～八五年）がそれである。

他方、学生の海外留学は既に一九七八年から合衆国マサチューセッツ大学等毎年一、二名の派遣が文部省の費用で行われ好評であったが、八九年から一名に削減されることになった。そこで、先述の国際交流基金を基に「今村スカラーシップ」を新設し、九八年からは中国、台湾の大学留学にも援助が行われるようになった。派遣学生に対しては一定範囲で外国大学での修得単位を本学部の単位として認定し、学生の便宜も図っている。

第四章　大学院大学への道

第一節　大学院重点化

高学歴化の中で進展する高等教育への需要の高まりを背景に一九八〇年代末から法学部でも大学院改革の議論が始まっていた。入学方法については、九〇年に入試外国語一科目とし、九一年から特別選考として社会人入学（卒業後三年以上の社会経験を有する者の特別入試）と学内選考を実施するなど、弾力化や種々の部分的改革も開始されていたのである。その上で、九二年から学内措置として二年制の専修コースを新設した。応用法学、公共政策、

国際関係Ⅰ、国際関係Ⅱの四コース（定員各六名）からなり、入試、論文とも若干容易になった。また、論文は新設の雑誌『北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル』に掲載することとし、九四年に第一号が出されている。バブル崩壊で、高等教育への需要の飛躍的な増大はなかったものの、底流としての高学歴化は依然として続き、国全体としての研究体制強化の必要性は益々痛感されていたところから、北大全体でも、また法学部でも大学院重点化の方向が推進された。

法学部を大学院大学へと転換する制度改革の試みは一九九七年から準備が進められた。そして二〇〇〇年からの大学院重点化に対応したのであった。まず、従来の専修四コースを高度応用法学、法務、公共政策、国際総合の四分野に改称し、定員を各一五名に増やした。一九九九年度は志願者九五名に対し入学者三七名（専修コース二五名）であったのに比べ、新制度では入学志願者は一八四名、入学者は六〇名（専修コース五七名）へといずれも急増した。

これと平行して二〇〇〇年から研究部を改組し、「高等法政教育研究センター」（センター長山口二郎）を設立した。従来の教官の個別研究に加え、共同研究を具体化して展開することを念頭に、学外の様々な分野から研究者の他、実務家、政治家も含む多くの人々を招いて、研究会、シンポジウム、講演会を活発に行った。そうしてその成果を各種出版物として広く公刊したことから、「高等法政教育研究センター」の活動は大学内外で大きな反響を呼んだ。

この間、日本の司法制度の大掛かりな改革の一環として、専門の法律家を養成する「法科大学院構想」が浮かび上がってきた。法科大学院二〇〇四年開設に向け、法学部は全国の状況や北海道の独自性など様々な点を考慮に入れながら鋭意準備に取り組んでいる。

大学院の定員充足で建物が手狭になったところへ「法科大学院」にも備える必要から他の文系学部と共通の講義

棟新設が計画された。

第二節　研究教育

ここで、出版物を中心にこの間に行われた法学部の研究教育の成果を纏めておこう。『北大法学論集』について言えば法学論集退官記念号の企画を一九九一年に廃止した。テーマ別の論文集が学術出版の主流になり、紀要が記念論集によって果たす役割を終えたと判断したためである。

学部の研究成果として最も重要な法学部叢書を一九六五年の最初の著書から列挙すると以下のようになる。神谷昭『フランス行政法の研究』、小山昇『訴訟物論集』、今村成和『損失補償制度の研究』、五十嵐清『契約と事情変更』、今村成和『現代の行政と行政法の理論』、中村睦男『社会権法理の形成』、瀬川信久『不動産附合法の研究』、内田貴『抵当権と利用権』、杉原高嶺『国際裁判の研究』、道幸哲也『不当労働行為救済の法理論』、稗貫俊文『知的財産権と独占禁止法』、江口隆裕『社会保障の基本原理を考える』、池田清治『契約交渉の破棄とその責任』、田村善之『競争法の思考形式』、厚谷襄児『独占禁止法論集』、中川寛子『不当廉売と日米欧競争法』。

一九八二年に学部メンバーが研究状況を紹介しあう目的で創刊された『法学部研究年報』は八七年の四〇周年記念から『法学部教育・研究年報』と改称し、かつ隔年の発行となった。

先述の五〇周年に向けての学部総力を挙げた記念論文集は、一九九八年から二〇〇〇年にかけて「法学部ライブラリー」全六冊『人権論の新展開』、『私法学の再構築』、『情報・秩序・ネットワーク』、『市民的秩序のゆくえ』、『自治と政策』、『複数の近代』として完結を見た。

研究教育の外的条件について一言すれば、研究棟全体が手狭になる中で、資料室や学生研究室の変更で工夫がこ

らされたほか、紙ゴミ・リサイクル、公的空間の禁煙（分煙）、コピー機の再生紙使用など環境を意識した措置も次々に実施されている。

第三節　歴代学部長、事務長

一九七六年から二〇〇一年迄の法学部長と事務長を列挙すれば表1、表2のごとくである。学部長は任期二年、事務長は約二～三年で交代している。

最後に記録として二〇〇一年度研究科構成員を表3および表4に挙げておくことにしよう。

表1　法学部長一覧

	（就任年）	（退任年）		（就任年）	（退任年）
小暮得雄	一九七四年 十二月	一九七六年 十二月	中村睦男	一九八八年 十二月	一九九〇年 十二月
小川晃一	一九七六年 十二月	一九七八年 十二月	荒木俊夫	一九九〇年 十二月	一九九二年 十二月
深瀬忠一	一九七八年 十二月	一九八〇年 十二月	厚谷襄兒	一九九二年 十二月	一九九四年 十二月
伊藤大一	一九八〇年 十二月	一九八二年 十二月	大塚龍児	一九九四年 十二月	一九九六年 十二月
遠藤博也	一九八二年 十二月	一九八四年 十二月	中村研一	一九九六年 十二月	一九九八年 十二月
松澤弘陽	一九八四年 十二月	一九八六年 十二月	松村良之	一九九八年 十二月	二〇〇〇年 十二月
保原喜志夫	一九八六年 十二月	一九八八年 十二月	畠山武道	二〇〇〇年 十二月	

表2　事務長一覧

	（就任年）	（退任年）		（就任年）	（退任年）
今田末吉	一九六八年　四月	一九七七年　三月	岩澤健蔵	一九八七年　四月	一九九〇年　三月
森義治	一九七七年　四月	一九七九年　三月	岩城民雄	一九九〇年　四月	一九九三年　三月
宮部徹	一九七九年　四月	一九八一年　三月	西守功	一九九三年　四月	一九九六年　三月
馬場弘三	一九八一年　四月	一九八三年　三月	田高省一	一九九六年　四月	一九九九年　三月
相原和夫	一九八三年　四月	一九八五年　三月	佐々木重之	一九九九年　四月	二〇〇一年　三月
藤井照雄	一九八五年　四月	一九八七年　三月	上田勲	二〇〇一年　四月	

表3　二〇〇一年度附属高等法政教育センター所属および大学院、演習全学教育等担当

岡田信弘（憲法）	亘理格（行政法）	池田清治（民法）	能勢弘之（刑事法）	松村良之（法社会学）
田口晃（政治史）	遠藤乾（国際政治）	山崎幹根（地方自治論）	高橋美加（商法）	角田篤泰（基礎法）
細谷雄一（政治学）	申政武（政治学）	アンダーソン・ケント（憲法）		

表4　二〇〇一年度開講科目一覧　（非）は非常勤

法学入門Ⅰ	瀬川　信久
憲法Ⅱ	高見　勝利
国際法Ⅱ	寺谷　宏司
民法Ⅳ	藤原　正則
商法Ⅲ	林　竧
刑法Ⅰ	齋野　彦弥
社会保障法	倉田　聡
法史学Ⅱ	小川　浩三
政治学	辻　康夫
日本政治史	松浦　正孝
地方自治論	神原　勝
法と経済学Ⅰ・Ⅱ	林田　清明
憲法の重要問題	高見　勝利
民事訴訟法の重要問題	岡庭　幹司
医事法Ⅰ	吉田　邦彦
国際経済法	中川　寛子
税財政構造論	宮脇　淳

法学入門Ⅱ	岡田　信弘
行政法Ⅰ	村上　裕章
民法Ⅰ	吉田　克己
民法Ⅴ	東海林邦彦
民事訴訟法Ⅰ	岡庭　幹司
刑法Ⅱ	（非）
経済法	稗貫　俊文
比較法Ⅰ	會澤　恒
現代政治分析	新川　敏光
西洋政治史	（非）
アメリカ政治史	古矢　旬
アジア政治論	川島　真
民法の重要問題	松久三四彦
刑法総論の重要問題	（非）
倒産法	（非）
マスコミに見るアメリカ法入門	アンダーソン・ケント
法思想史	今井　弘道

政治学入門	山口　二郎
行政法Ⅲ	井川　博・畠山武道
民法Ⅱ	新堂　明子
商法Ⅰ	山本　哲生
民事訴訟法Ⅱ	高見　進
刑事訴訟法	白鳥　祐司
法哲学	長谷川　晃
比較法Ⅱ	鈴木　賢
行政学	山口　二郎
日本政治思想史	野村　真紀
知的財産法	田村　善之
アジア政治史	（非）
商法の重要問題	林　竧
不法行為法の重要論点	瀬川　信久
金融法	北見　良嗣
刑事政策	（非）
ヨーロッパ国制史	田口　正樹

憲法Ⅰ	常本　照樹
国際法Ⅰ	小森　光夫
民法Ⅲ	吉田　邦彦
商法Ⅱ	大塚　龍児
国際私法	岡田　安弘
労働法	道幸　哲也
法史学Ⅰ	桑原　朝子
法社会学	尾崎　一郎
国際政治	中村　研一
西洋政治思想史	権左　武志
比較政治	山口二郎・川島　真
教育法	中川　明
民事法の重要問題	田村　善之
現代司法論	中川　明
海商法	大塚　龍児
刑事裁判法	（非）

（執筆　田口晃）